平野健一郎賞規程

2008年7月13日制定

第1条 （名称）

この賞は「平野健一郎賞」と称する。

第2条 （目的）

この賞は、日本国際文化学会（以下「学会」という。）が国際文化学の発展に資する研究を奨励し、若手研究者の功績を評価顕彰することを目的とする。

第3条 （基準）

前条の目的を達成するため、次の基準を設ける。

（1）授与資格

本学会に所属する若手研究者。「若手」の定義はおおむね45歳以下とするが、論文の内容、執筆者の経歴なども考慮して決定する。

（2）授与対象

1）直近に刊行された学会誌『インターカルチュラル』に掲載された研究論文。ただし、第1回の授賞のみ、創刊号から直近刊行号までの『インターカルチュラル』に掲載された研究論文を対象とする。

2）会員の自薦または他薦により、推薦のあった研究論文。前年度の4月1日から3月31日までに刊行された大学紀要などに掲載された研究論文に限る。研究論文を推薦しようとする者は、PDFによる本文の写しあるいは電子媒体のリンク先、執筆者の氏名・肩書き・年齢、論文掲載紀要などの書誌項目、査読の有無、推薦者の氏名・肩書き・推薦論文執筆者との関係、2000字以内の推薦理由書等の必要事項を添えて、学会事務局に提出する。締め切りは、4月30日必着とする。ただし刊行時期などの都合により締め切りに間に合わない場合は、発行機関などによる掲載証明書付きの原稿により代替することができる。

（3）授与件数

1年に1度1件を原則とする。ただし、該当者がいないときは授与を行わない。

第1回の授賞のみ、3件まで授与できるものとする。

第4条 （選考）

選考のために、平野健一郎賞選考委員会を設ける。選考委員会は、『インターカルチュラル』編集委員長と編集委員長が指名する編集委員1名、常任理事会が会員の中から指名する者3名の計5名で構成し、選考委員会委員長は選考委員の互選によって選出する。選考は、選考委員会における討議を経て、選考委員の投票によって決する。討議に際し、選考委員会が必要と判断したとき、選考委員会は選考委員以外の会員に論文考査を依頼することができる。選考結果は選考委員会から理事会に諮り、その承認によって受賞者を決定する。選考委員会は選考理由を公表しなければならない。

第5条 （授与）

研究奨励賞として、本賞（賞状）および副賞（5万円）を授与する。授与は当該年度の全国大会において行う。

第6条 （賞授与の原資）

学会は、平野健一郎賞の本賞と副賞のための原資として、平野健一郎賞基金を設ける。同基金は、任意の寄付を募り、それによって寄せられた寄付金をもって設置する。学会は、通常会計とは独立してこの基金を管理する。本賞と副賞はこの基金から支出する。研究奨励賞を実施運営するための間接経費は、通常予算から支出する。

第7条 （規程の改廃）

この規程の改廃は、常任理事会の決議により行う。

附則

1．2014年7月4日、第5条改正、改正後の規程は2014年7月4日から施行する。

2．2022年7月2日、第4条改正、改正後の規程は2022年7月2日から施行する。

3．2025年7月6日、第3条改正、改正後の規程は2025年7月6日から施行する。